

# できることからはじめよう3R!



## 3R(スリーアール)って何?

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字をとって「3R」と呼んでいます。

リデュースは資源の消費を減らし、リユースは使えるものは何回もくり返し使う、リサイクルは使用できなくなったものを資源として再生利用することです。

せいりゅうくにけんしょう  
清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知  
清流がもたらした  
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創  
ふるさとの宝ものを磨き活かし、  
新たな創造と発信に努めます

伝  
清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



## 岐阜県のごみ減量・リサイクルの目標

岐阜県では、平成24年3月に第2次岐阜県廃棄物処理計画を策定し、循環型社会の構築を進めています。

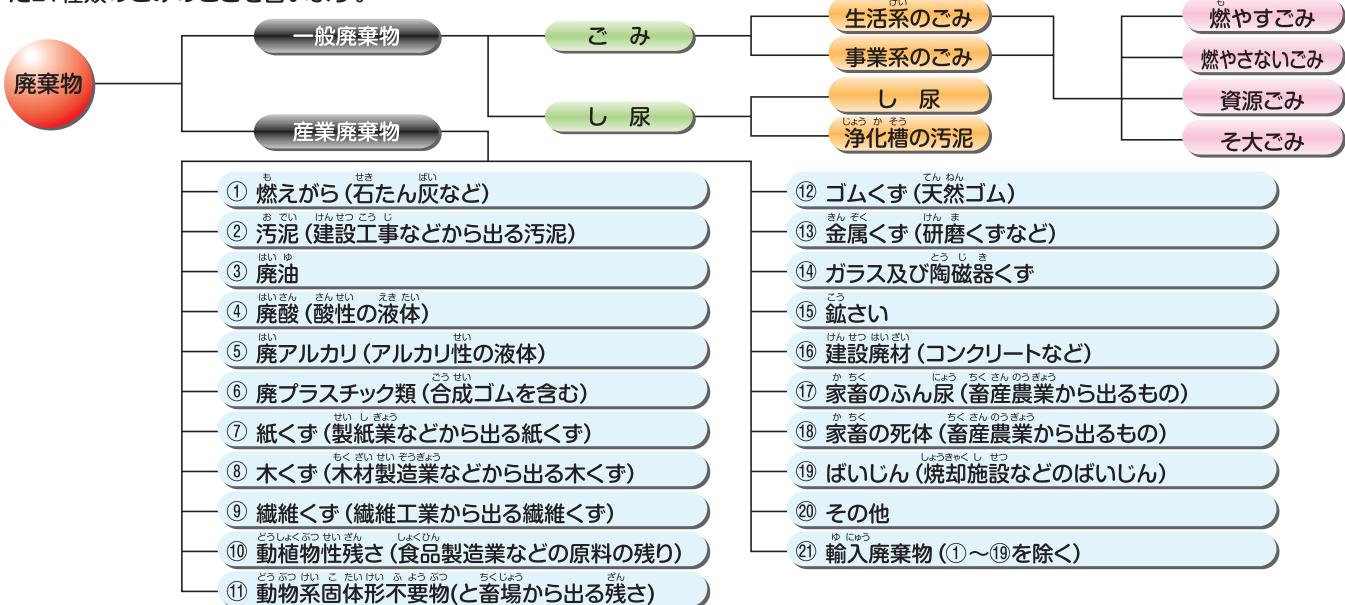
内 容	基準年度 (平成21年度)	現 状 (平成23年度)	ごみ減量化(一般廃棄物)の目標値
総 排 出 量	736千t	711千t	平成28年度目標：699千t (H21年度比 約-5%) 平成33年度目標：662千t (H21年度比 約-10%)
リサイクル率	22.88%	21.34%	平成28年度目標：25.00% (H21年度比 約+2%) 平成33年度目標：26.00% (H21年度比 約+3%)
最 終 処 分 量	59,360t	58,576t	平成28年度目標：48千t (H21年度比 約-19%) 平成33年度目標：40千t (H21年度比 約-32%)

# はいきぶつ 廃棄物のことを知っていますか？

ここで岐阜県のごみの現状をチェックしてみよう。

## ■まずは、ごみの種類をチェック！

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に分けられています。一般廃棄物は、ごみとし尿にわけられ、ごみは主に私たちの家庭から出される燃えるごみ、資源ごみなどを指します。また、産業廃棄物は、事業活動にともなって出た廃棄物のうち、法律で定められた21種類のごみのことを言います。

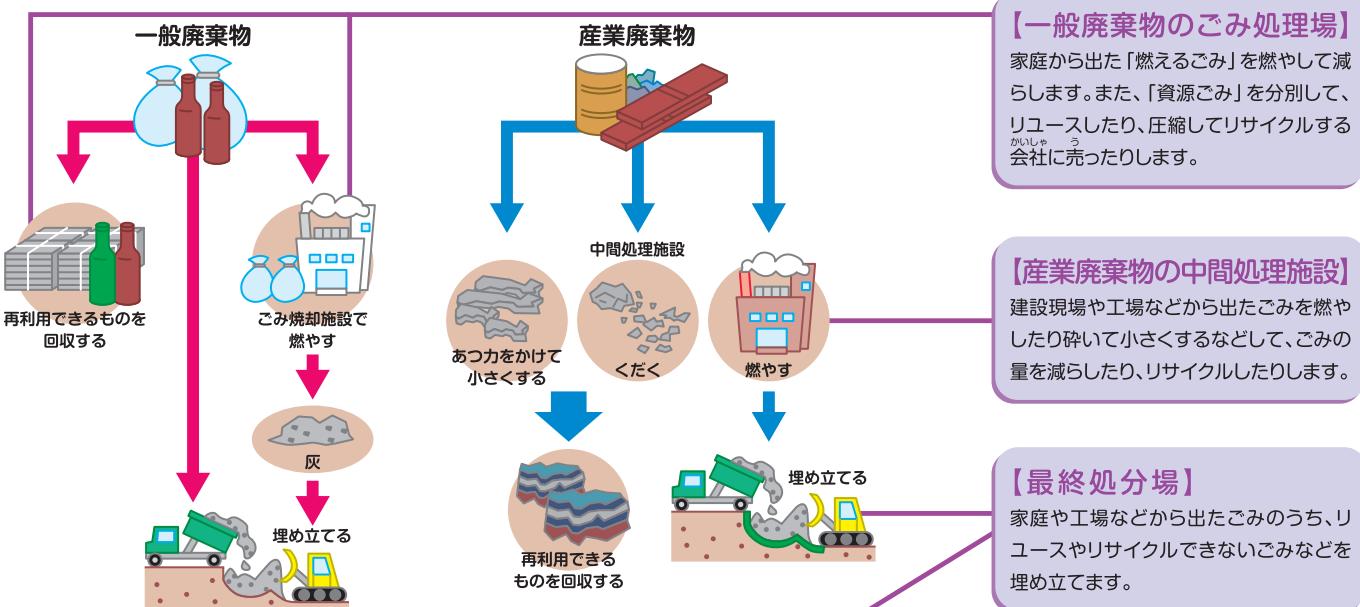


## ごみのゆくえ

わたしたちは、家庭から出たごみ（一般廃棄物）を「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」などに分別して、ごみの収集場所に出していますが、ごみ収集車で集められたごみは、どこに行くのでしょうか。

燃えるごみは、ごみの量を減らすためにごみ処理場の焼却炉で燃やされます。燃えないごみは、ごみ処理場で小さく碎いたり、種類ごとに分けられたりして、金属など再び使えるものは資源としてリサイクルされ、リサイクルできなかつたものは、燃やしたり、最終処分場に埋め立てます。資源ごみとして出されたごみは、リサイクルして製品の材料などとして使われます。

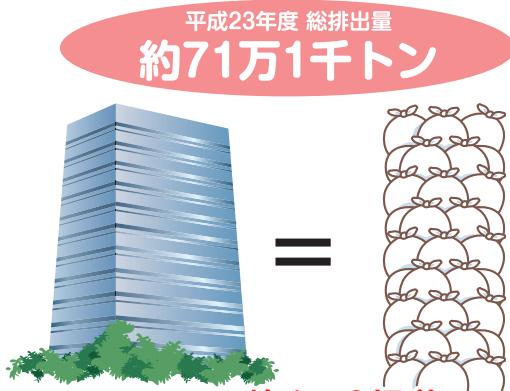
また、建設現場や工場などから出たごみ（産業廃棄物）は、産業廃棄物の中間処理施設で量を減らしたり、リサイクルしたりして、残ったものは最終処分場に埋め立てます。



# 一般廃棄物の現状を見てみましょう

## 総排出量(生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量)

岐阜県で平成23年度に排出されたごみの総排出量は約71万1千トンです。



※ごみの比重を0.3トン/m<sup>3</sup>として算出  
※県庁舎を縦110m×横30m×高さ47mのマスとして算出

## ごみの処理経費

平成23年度に岐阜県内で処理をしたごみの処理経費は**約254\*億円**です。

1トン当たりのごみを処理するには**約3万5,711円**の経費が必要となります。

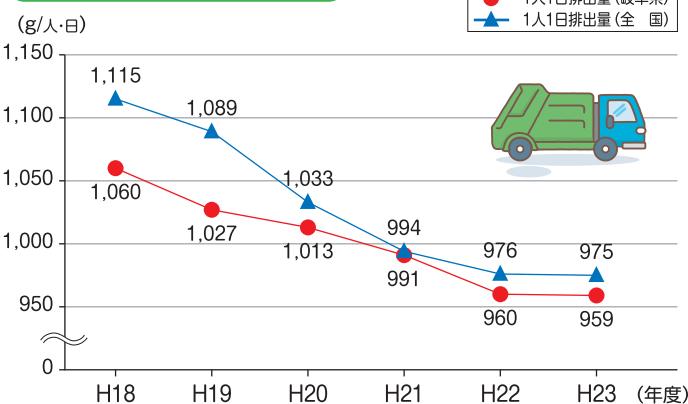
**1トン当たり 約3万5,711円**の経費が必要!!



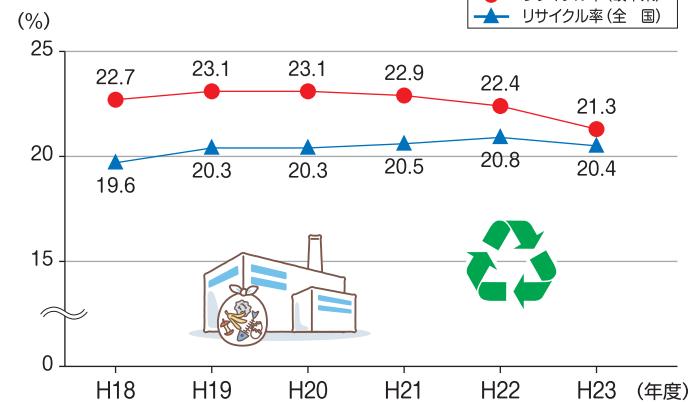
## 1年間の処理経費

**約254\*億円**

## 1人1日当たりごみ排出量の推移



## ごみリサイクル率の推移



## 一般廃棄物とは……

一般家庭から出るごみのほか、飲食店から出る生ごみや事業所などから出る紙ごみ（産業廃棄物以外のもの）などで、市町村が処理します。



## 県民1人1日当たり排出量

県民1人ひとりが、毎日**約959g**の一般廃棄物を排出しています。岐阜県全体で、1日に排出される量はパッカー車**約972台分**（約1,943トン）になります。

▼ 全国で21番目に少ない排出量だよ！



1人1日当たり  
**約959 g**

1日の排出量(岐阜県全体)  
**約972台分(約1,943トン)**

2トンパッカー車で換算した場合

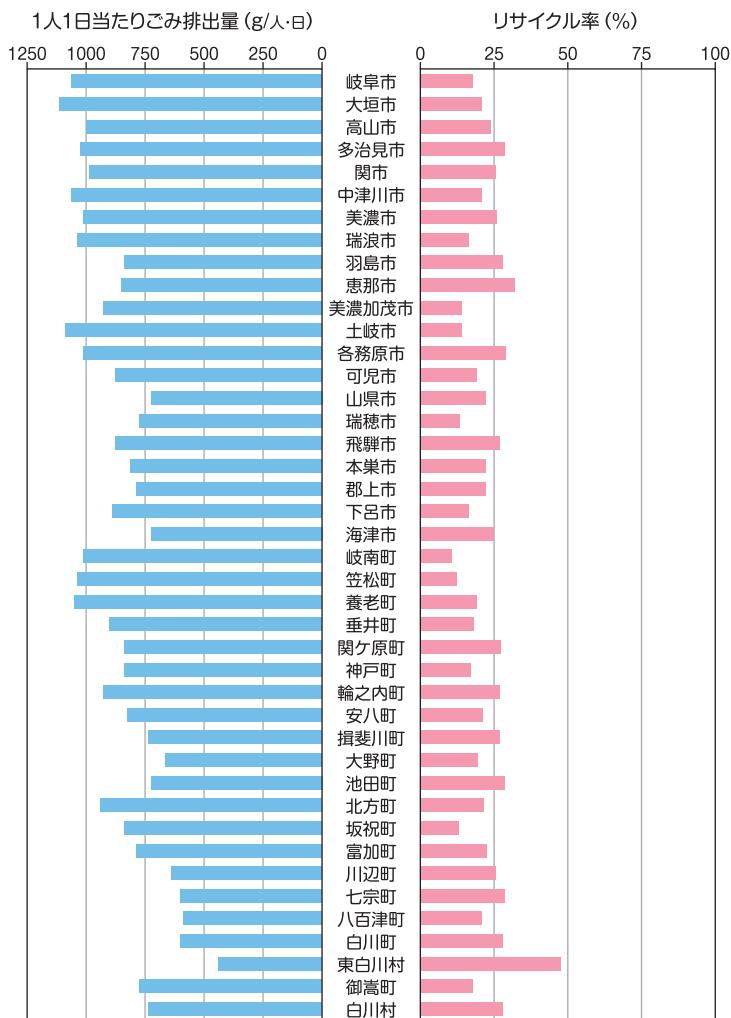


## 県内市町村の廃棄物の現状

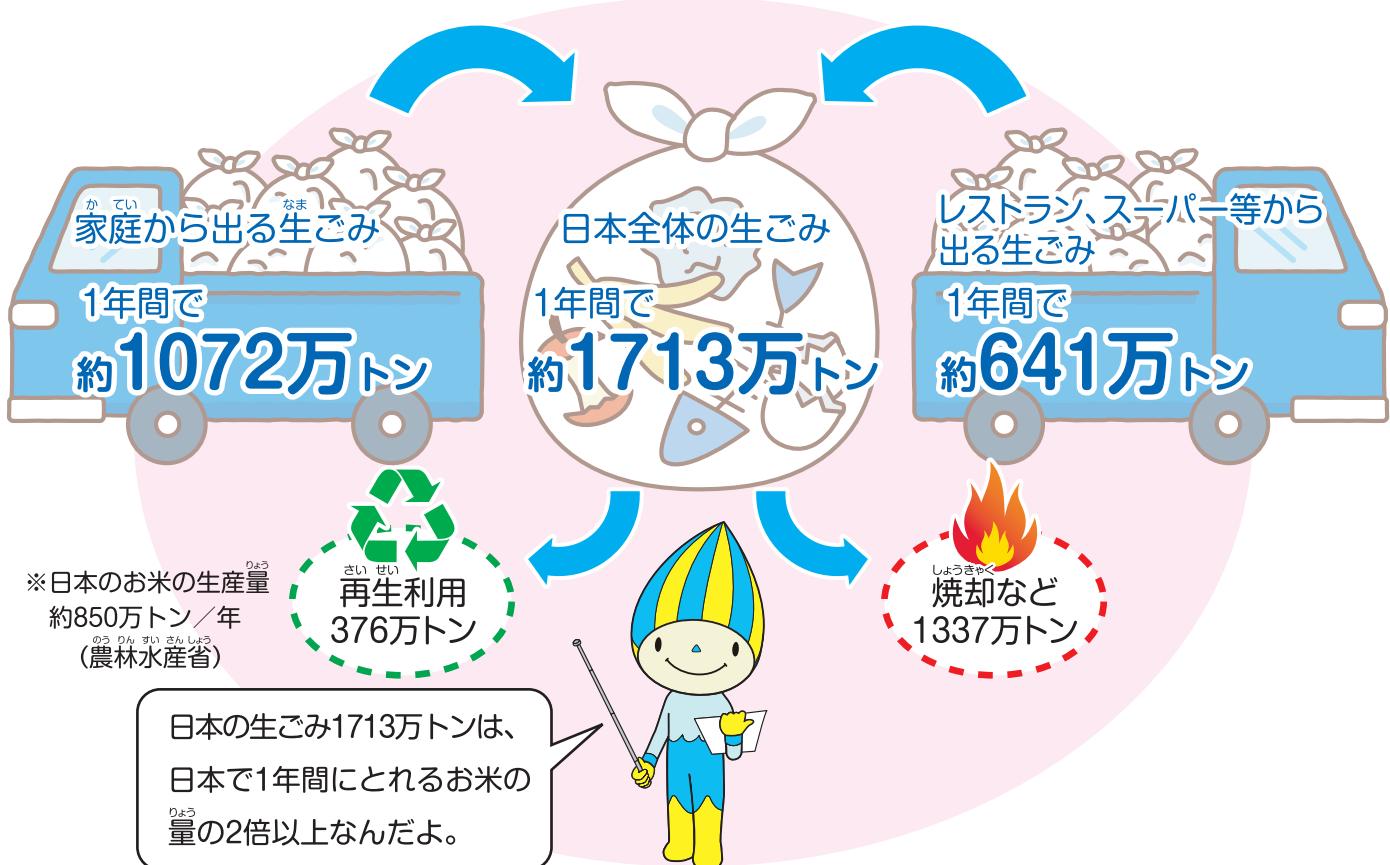
下の図を見ると、市町村ごとにかなり差があることがわかります。

住民の生活スタイルや主要産業、分別回収や減量化の取組、リサイクル施設の整備状況などの違いが影響していると考えられます。

## 県内市町村の1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率(平成23年度)



# なま 生ごみはこんなにたくさん出ています



## 食品ロスってなあに？



- まだ食べられるのに捨てられてしまった食べもののことです。
- 日本では年間で約500～800万トンの食品ロスが発生しています。
- 1人あたりの年間の食品ロスは60回分の食事量と同じくらいです。
- 残さず食べるなど、食品ロスをなくせばごみを減らすことができます。

→捨てられてしまった食品の例：消費者庁のリーフレットから

### 家庭からの食品ロス (生ごみ1072万トンのうち)

1年で200～400万トン

1人1日あたりの食品ロス (42.2g) の内訳

- ①野菜や果物の皮を厚くむきすぎたり、肉などの脂っこい部分を取り除いた。(22.7g)
- ②食事を作りすぎて食べのこされた。(11.3g)
- ③買ったものなどを冷蔵庫に入れたままわすれて期限が切れたり、カビが生えた。(8.2g)

### レストラン、スーパー等からの食品ロス (生ごみ641万トンのうち)

1年で300～400万トン

#### 食品ロスの原因

- ①お客様の食べのこした料理 (58%)
- ②仕込みすぎてお客様に提供できなかった。 (39%)
- ③商品の期限切れ、パッケージの印刷ミスなどによる返品 (2%)

# 3R（スリーアール）を実践しよう

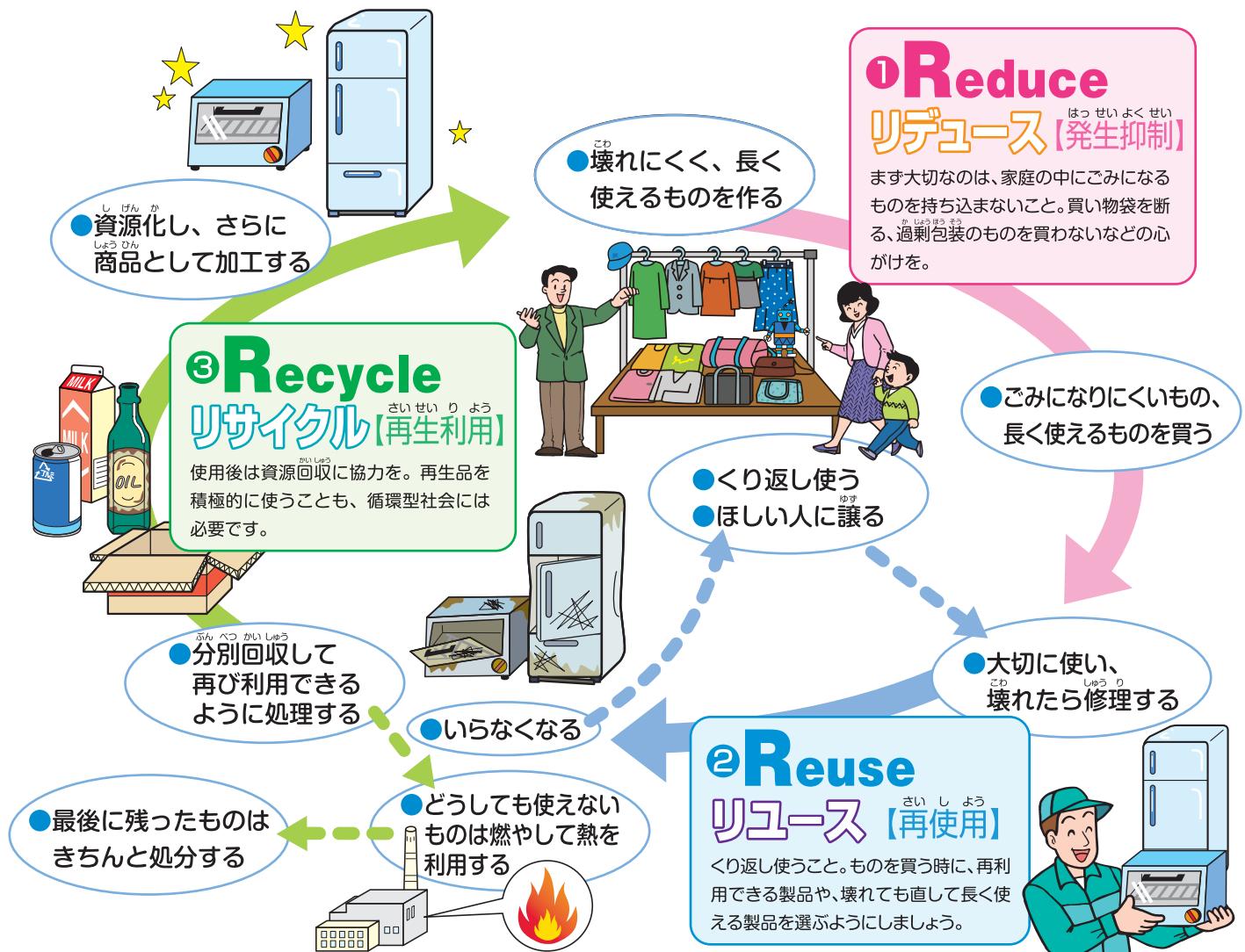
私たちは、これまでたくさんの資源を使ってものを作り、使い、捨てながら、便利で快適な生活を送ってきました。しかし、資源には限りがあります。このまま使っていけば、やがてなくなってしまいます。

これからは、私たちは、ごみを減らして、資源やものを大切に循環させて使う「循環型社会」を作っていく必要があります。

「循環型社会」を作っていくために、3R（スリーアール）を実践していきましょう。

3Rとは、①リデュース (Reduce) ②リユース (Reuse) ③リサイクル (Recycle) というごみを減らしていくための3つの取組を総称した言葉です。

## 力を合わせて循環型社会を作ろう



## 取組の優先順位

今まで、3Rの中でも、優先する取組として、リサイクルが進められてきました。しかし、リサイクルは、新しいものに生まれ変わるまでには、たくさんのエネルギーが使われています。

また、それにともなって地球温暖化の原因になる二酸化炭素 ( $\text{CO}_2$ ) もたくさん排出されます。環境への影響を考えると、リデュース、リユースの方が、リサイクルよりずっと環境への負担が少なくて済みます。

したがって、先ず「リデュース」、「リユース」が優先され、続いて「リサイクル」の順番で進めていくことが重要です。これからは、先ず、リデュース、リユースを心掛けて取り組みましょう。

リデュース (発生抑制)

リユース (再使用)

リサイクル (再生利用)

# かでん 家電は正しくリサイクルしましょう

## 正しいリサイクル方法

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象品目です。これらを処分するときは、以下のいずれかの方法により排出して、リサイクルしてください。いずれの場合も、リサイクル料金及び運搬料金が必要となります。適切なリサイクルのため、ご協力をお願いします。

- 新しい家電を購入するお店に引き渡してください。
- 処分する家電を購入したお店に引き渡してください。
- 購入したお店が分からぬときは、市町村に相談してください。



## 不用品回収業者には引き渡さないで

近年、家電などをトラックで戸別回収したり、屋外でいわゆる青空回収をする不用品回収業者が増えています。

しかし、エアコンや冷蔵庫にはオゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすフロン類が、また、古いテレビには有害な鉛が含まれています。こうして集められた廃家電には、不法投棄されたり、不適正に処理されるものも多く見られ、それが環境汚染や地球温暖化につながっています。

不用品回収業者の中には、廃棄物処理法に違反している者もいますので、家電リサイクル法の対象品目の家電は、引き渡さないでください。  
なお、引き渡しを行った後、高額な料金を払わされるトラブルも起きています。

## 廃棄物の不法投棄、野焼きなどを見つけたら

廃棄物処理法が改正され、罰則などが強化されたにもかかわらず廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正な処理が、今なお、後を絶ちません。

こうした不適正な処理により、私たちの生活環境が損なわれないようにするために、県民総ぐるみで目を光らせていることが大切です。

不法投棄、野焼きなどを発見したときは、直ちに最寄りの振興局（事務所）環境課、警察、地元の市町村もしくは県庁（廃棄物対策課監視指導係）に連絡ください。



## 岐阜県廃棄物対策課

電話 058-272-1111 廃棄物対策課

直通電話番号 058-272-8214 (企画調査係)

058-272-8221 (監視指導係)

FAX 058-278-2607 E-mail c11225@pref.gifu.lg.jp